

知多市いじめ防止基本方針

平成30年2月

知多市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本理念	2
第2 いじめの定義	2
第3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
1 いじめの防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめへの対処	4
4 家庭や地域との連携	4
第4 関係者の責務	5
1 市の役割	5
2 学校の役割	5
3 保護者の役割	6
4 地域の役割	6
第5 市の取組	7
1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置	7
2 いじめの防止等のための取組	9
第6 学校の取組	12
1 学校いじめ防止基本方針の策定	12
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	12
3 学校におけるいじめの防止等のための取組	12
第7 重大事態への対処	13
1 重大事態の定義	13
2 重大事態への対処	14
3 重大事態の再調査と措置	15
第8 その他いじめの防止等に関する留意事項	16
1 いじめの防止等のための対策の検証	16
2 いじめの防止等のための対策の見直し	16

.....

【用語の定義】

- 学 校…学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）。本方針においては、知多市立小中学校をいいます。
- 児 童…小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍して初等教育を受けている（本方針においては、知多市立小学校に在籍する）子どもをいいます。
- 生 徒…小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した後、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍して中等教育を受けている（本方針においては、知多市立中学校に在籍する）子どもをいいます。
- 児童生徒…児童及び生徒の総称。本文中「子ども」と記述する場合があります。
- 保 護 者…親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいいます。

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめを防ぐためには、市民が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自他がお互いの役割を認識し、児童生徒が将来における社会の推進者であることを自覚した上で、いじめを許さない環境づくりを進めていかなければいけません。

本市では、学校教育の大きな柱として、健やかな心、思いやりの心を育む道徳・人権教育を推進し、また、相手を思いやる心やルールを守る規範意識を育むことで、いじめのない安心で楽しい学校の実現に取り組んできました。

こうした中、国においては「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改訂され、また、いじめによる重大事態に適切に対応するために、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

本市においても、いじめを市全体の問題と捉え、より一層積極的かつ組織的に対応するために、これまでの様々な取組の積み重ねを踏まえて、いじめの防止及びいじめの早期発見、対処のための対策（以下「いじめの防止等」という。）を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「知多市いじめ防止基本方針」を策定することとなりました。

この方針において、本市では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、「知多市子ども条例」に定める理念及び子どもの権利を広く尊重するとともに、市や学校、家庭、地域住民その他の関係者の力を結集して、いじめのない地域社会の実現を目指し、次代の社会で活躍する児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めるものです。

第1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなりかねないような深刻な問題です。また、どの学校においても起こり得るものであると同時に、誰もが被害者にも加害者にもなり得る危険性を秘めています。

関係者全てが、いじめは日常生活の延長上で容易に生じるということを認識するとともに、いじめか否かの判定が難しい中、児童生徒を指導していかねなければならないということを十分に認識する必要があります。

こうしたことから、いじめの防止対策の実施においては、個々のいじめを矮小化^{しょうか}して特定の者だけで対処するのではなく、多角的な視点から問題点を捉えて、学校、家庭、地域を始めとする多くの関係者が力を合わせて解決に導くことで、実効性のあるいじめ防止対策を実現するものとします。

また、児童生徒自身も、決して観衆としてはやし立てたり、面白がったり、傍観者として周囲に暗黙の了解を与えるような存在になってはいけません。いじめによる重大かつ深刻な影響等について、児童生徒自身が十分に理解を深められるよう学習の機会を提供するとともに、いじめの構造的な仕組みや不合理性について、指導を行う側も認識の深化を図り、適切な指導が行えるよう、万全の態勢で臨むものです。

第2 いじめの定義

知多市いじめ防止基本方針では、法と同様に、知多市立小中学校に在籍する児童生徒に対して、学級活動や部活動など様々な状況でその児童生徒と関係性を有する他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為^(※1)（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった児童

.....
※1 「心理的又は物理的な影響を与える行為」の具体例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団から無視をされる。
- 衝撃を伴う意図的な接触（ぶつけられる、叩かれる、蹴られる）を受ける。
- 金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。 等

生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。なお、けんかはいじめとして扱われないこととなっていますが、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうかを判断するものとします。

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な形態があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

第3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

国及び県のいじめ防止基本方針との整合性を図り、「いじめをしない、させない、見逃さない」という不変の理解のもと、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、発見した場合の迅速かつ適切な対処に取り組みます。

1 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえて、より根本的ないじめの問題の克服のために、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止という観点が重要です。

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや幼児期における規範意識の育成についても未然防止という観点か

ら重点的に進めます。

加えて、いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって、取組を推進するための啓発を行います。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めます。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ります。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は日頃から、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備します。

4 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要です。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることが

できるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、きめ細やかな対策を推進するものとします。

第4 関係者の責務

1 市の役割

- (1) 市全体のいじめの防止等のための対策が適切に機能するように、いじめに関わる様々な取組の取りまとめを行うとともに、関係者、関係機関との調整を図り、効果的ないじめ対策が行われるようにします。
- (2) いじめに関する児童生徒及び保護者への支援並びに相談体制及び教職員の研修を充実させるとともに、市及び学校、家庭、地域その他の関係機関との連携体制の構築を進め、いじめの防止や早期発見に努めます。
- (3) 学校におけるいじめの実態やいじめの防止等の取組について全体を把握し、適切な指導・助言を行うとともに、いじめの報告を受けたときは、学校が行う児童生徒への支援等について必要な指導・助言を行ったり、必要な措置を講じたりします。
- (4) 児童生徒が安心して学び、生活できる地域社会をつくるため、保護者や地域に対して、いじめの防止等に関する啓発活動を行います。
- (5) 幼稚園、保育園における教育、保育の中で、幼児期からの心の育ちを大切に考えた適切な指導、支援に努めます。

2 学校の役割

- (1) 学校教育の中で、命を大切にし、相手を思いやる心を育てるとともに、よりよい人間関係を構築する力やコミュニケーション能力の育成に努め、全ての児童生徒や教職員が相互に信頼し合える環境を育みます。
- (2) 日常の中での子どもの変化に気付くことが、いじめの防止、早期発見に重要であることから、教職員の資質向上に関わる取組を実施し、また、いじめに関わる問題を一部の教職員で抱え込まず、学校がチームとして機能する仕組みを構築します。
- (3) 児童生徒に対し、いじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行い、

一人ひとりの状況及び校内の児童生徒間の状況の把握に努め、また、その記録を保全し、適切な学校運営を行って児童生徒が安心して学習等に専念できるようにします。

- (4) 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、対象となった児童生徒の安心・安全の確保を最優先に迅速かつ組織的に対応して、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を行うなど、適切な対応に努めます。

3 保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもに最も寄り添い、愛情豊かにその健やかな成長を見守っています。その中で、命や人権の大切さを、子どもに保護者という特別な立場から伝えることのできる唯一の存在とも言えます。いじめがどのように悲惨なものかを十分に言い聞かせ、子どもの社会における最終的な責任を負う立場にあるという自覚のもと、子どもがいじめを行うことがないように、家庭において責任を持って指導を行います。
- (2) 保護者は、子どもの最も身近な存在として、子どもの表情や態度の変化に注意を払い、いち早く問題を察知できるよう、家庭内における子どもとの円滑なコミュニケーションの維持に努めます。
- (3) 保護者は、子どもがいじめを受けている、又はいじめを受けているのではないかと疑われる場合は、自ら連絡、通報などを行い、市、教育委員会、学校その他の関係機関と連携し、積極的に子どもをいじめから守るための適切な措置を取ります。
- (4) 保護者は、自身の子どものが、加害者又は被害者になっていないかということと同時に、傍観者にもなっていないか気を付けなければいけません。普段から登下校する子どもの様子を気にかけて、学校においていじめが起きていないか、家庭において注視し、いじめの防止につなげます。

4 地域の役割

- (1) 「いじめをしない、させない、見逃さない」は子どもやその保護者だけが

心掛けるだけでは完全とは言えません。市や学校、保護者の目が届かないところでは、地域の見守りが欠かせません。そのため、地域全体で子どもの成長を支え、いじめを防止するための風土づくりを推進します。

- (2) 地域において、子どもに対する見守り、声かけを行うほか、いじめを受けた子どもを発見したときや、いじめを受けている疑いがあると認められるときは、速やかに市、教育委員会又は学校のいずれかに情報提供や通報を行います。

第5 市の取組

1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

- (1) いじめ防止基本方針の策定

法の趣旨を踏まえて、国及び県の基本方針を参考に、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、知多市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定します。この市基本方針は、市のいじめの防止等の対策の基本的な方向性を示すとともに、各学校のいじめの防止等の取組の基盤になるものとして、いじめの防止等が総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載するものです。

- (2) 組織等の設置

ア 知多市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、知多福祉相談センター、知多保健所、知多警察署、民生委員・児童委員協議会、小中学校PTA連絡協議会等の関係者で構成する知多市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

この連絡協議会では、以下に掲げる事項の協議を行います。

- (ア) 市基本方針に関すること。
- (イ) いじめの防止等の施策の推進並びに関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (ウ) その他いじめ防止対策の推進に必要な事項に関すること。

イ 知多市いじめ問題専門委員会

市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を行う中で、より高度、又は専門的な知識・技能等を要する取組を実効的に行う場合に備え、法第14条第3項の規定により、専門的知識及び経験を有する第三者で構成する知多市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を教育委員会の附属機関として設置します。

この専門委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に関わる調査を教育委員会が行う場合の調査組織である知多市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を兼ねるものとします。

この専門委員会では、以下に掲げる事項の協議を行います。

- (ア) いじめの防止等に関わる専門的な知見に基づく技術的助言等に関すること。
- (イ) いじめの防止等に向けた取組状況に関わる専門的な調査、分析等に関すること。
- (ウ) その他いじめの防止等に関わる専門的な取組に関すること。

ウ 知多市いじめ問題等対策会議

学校におけるいじめ等の解決に向けて、これらに関する情報を交換し、また、連携を深めるため、教育委員会に知多市いじめ問題等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置します。

この対策会議では、以下に掲げる事項の協議を行います。

- (ア) 学校における市基本方針に基づくいじめの防止等に関する諸事項の総括及び連絡協議会、専門委員会との連携に関すること。
- (イ) 学校におけるいじめ等の早期発見及びその発生状況等に関わる情報交換に関すること。
- (ウ) 学校におけるいじめ等の早期対応及び当該児童生徒に対する支援の内容に関わる協議及び学校への指導・助言などに関すること。
- (エ) その他学校におけるいじめ等に関すること。

エ 知多市いじめ問題再調査委員会

市長は、重大事態が発生した際に、当該重大事態への対処や、同種の事態の発生を防止するために必要があると認めた場合には、法第30条第2

項の規定により、専門的知識及び経験を有する第三者で構成する知多市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を市長の附属機関として設置します。

この再調査委員会は、学校又は教育委員会が行った調査結果について改めて又は独自に調査を行います。

2 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

ア 学校における授業において、人権教育を基盤とした道徳教育の実践や体験活動を取り入れたキャリア教育を推進し、心の通う人間関係を構築する能力及びコミュニケーション能力の育成を図り、豊かな心を育みます。

イ インターネット等における誹謗中傷などのトラブルに子どもが巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実を図ります。

ウ 対策会議の実施を通して、学校におけるいじめの現状を把握し、対策を協議することで、関係者と学校間の連携の強化といじめの防止等に関わる対応力の強化を図るとともに、各学校が設置するいじめ不登校対策委員会等を学校組織に位置付けるよう指導を行い、いじめ等に対する組織的な対応の徹底を図ります。

エ 各学校が策定する学校いじめ防止基本方針に、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」「いじめの対処マニュアル等の整備・実行」「必要に応じた定期的な個人及び保護者に対する面談・アンケートの実施」「研修の実施」等の規定が盛り込まれるよう適切な指導に努め、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促します。

オ 幼稚園、保育園において、発達の段階に応じた遊びや生活を通して、規範意識の芽生えを促すとともに、善悪に関わる判断、心情、行動などを理解させ、思いやりの気持ちを持ちながら人との関わりを深められるよう支援します。また、就学前のガイダンス等の機会を捉えて、幼児や保護者に対し、いじめの未然防止に関わる啓発に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ア 指導主事が各学校を定期的に訪問し、児童生徒のいじめに関する状況について情報収集や対応についての助言等を行うことにより、いじめに関わる対応の支援を図ります。
- イ 教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。また、これらの取組が積極的に活用されるように、児童生徒はもとより、教職員や保護者、地域に対して周知を行います。
- ウ 市PTA連絡協議会などの関係機関を通じ、機会を捉えていじめに関わる啓発を行い、より多くの大人が子どもの悩みや相談に適切に応えられるよう、市全体のいじめの問題への対応力の強化に努めます。
- エ いじめを早期に発見するため、学校いじめ防止基本方針に基づく児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他必要な措置を着実に実施するよう学校に指導します。また、その結果を適切に保全し、学校におけるいじめの防止等の取組に役立てるよう、学校のいじめ防止体制づくりを支援します。

(3) いじめに対する措置・対応

- ア 学校からいじめの報告を受けたときは、児童生徒への支援・指導、警察などの関係機関との連携等について必要な指導・助言を行うとともに、報告を受けた事案について必要な調査を行います。
- イ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。
- ウ いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。
- エ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等弾力的な対応を検討します。

(4) 教職員の資質の向上

ア いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

イ 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめに関する市内の状況について、定期的に研修等を実施するなどの取組を促します。

(5) その他

ア 調査研究の推進等

(ア) 各学校から、定期的にいじめの実態について、認知件数や内容等の詳細な報告を受け、状況を正確に把握するとともに、学校の取組の支援を図ります。

(イ) いじめの防止等のための対策に係る事例等を集約し、対策会議でいじめの実態を分析するなど、調査・研究を推進します。

また、その結果を学校に還元することで、各学校でのいじめの防止等の取組を支援します。

(ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

イ 広報・啓発活動

(ア) 「いじめをしない、させない、見逃さない」という不変の理解を市民全体で共有し、守るために、いじめの防止等に関わる取組について、様々な機会を捉えて、広報・啓発活動を行います。

(イ) 子どもがお互いに協力し、価値観を共有するとともに、多くの人々と交流することで、自他を尊重し合う精神を育成します。また、子どもの社会性の成長を支援するため、交流・体験活動を推進します。

(ウ) インターネットを介したいじめにおいては、家庭教育が重要であることから、スマートフォンやソーシャルネットワークサービス等のコミュニケーションツールの正しい使い方について、保護者や家庭に向けて啓発を行います。

第6 学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国・県・市の基本方針を踏まえ、いじめの防止等の取組について、基本的な方向性、内容を各学校の実情に応じ学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

法第22条の規定により、各学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ不登校対策委員会等（以下「対策委員会」という。）を設置します。対策委員会は、各学校の実情に応じたものとし、その構成は、各学校が行ういじめの防止等の取組に関わる組織的対応の中核として機能するよう校長が定めるものとします。

3 学校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

- ア 学校基本方針に、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」「いじめの対処マニュアル等の整備・実行」「必要に応じた個人及び保護者面談・アンケートの実施」「研修の実施」等の規定を盛り込み、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。
- イ 授業において、人権教育を基盤とした道徳教育の実践や体験活動を取り入れたキャリア教育を推進し、心の通う人間関係を構築する能力及びコミュニケーション能力の育成を図り、健やかな情操と豊かな心を育みます。
- ウ インターネット等における誹謗中傷などのトラブルに子どもが巻き込まれることを未然に防ぐため、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を実施します。
- エ 対策委員会を学校組織に位置付け、いじめに対する組織的な対応の徹底を図ります。

(2) いじめの早期発見

学校基本方針に基づく児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面

談、その他必要な措置を着実に実施します。また、その結果を適切に保全し、いじめの防止等の取組に役立てます。

(3) いじめに対する措置・対応

ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、教育委員会に速やかに報告するとともに、対象となった児童生徒の安心・安全の確保を最重要点とし、迅速かつ組織的に対応して、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を積極的に行い、適切な対応に努めます。

イ 教育委員会と密接に連携しながら、いじめを受けた児童生徒、そのほかの児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

ウ いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置がとられた場合には、教育委員会と密接に連携しながら、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。

(4) 教職員の資質の向上

いじめの防止等に関わる研修や資質向上に関わる取組を実施します。

(5) その他

ア 学校基本方針に基づく取組状況を学校評価の項目に位置付けます。

イ 児童生徒がお互いに協力し、価値観を共有することができるよう、様々な機会を捉えて、多様な交流活動・体験活動を展開します。

ウ いじめに関する問題を一部の教職員で抱え込まず、学校がチームとして機能する仕組みを構築します。

第7 重大事態への対処

1 重大事態の定義

法第28条に基づき、次のとおり定めます。ただし、いじめを受けた児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、必要な措置を講じるものとします。また、この申立てに対し、調査をせずに重大事態には当たらないと判断してはならない

ものとしします。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害^(※2)が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、年間を通算して30日を目安とし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、重大事態として取り扱うものとしします。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告するものとしします。

(2) 重大事態の調査及び報告

ア 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事態の調査を行う主体や調査組織について判断します。

イ 学校が調査を行う場合、校内に設置している対策委員会を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、必要に応じ、学校の調査及び対応を指導・助言するものとしします。

ウ 教育委員会が調査を行う場合は、調査委員会が調査を行います。

エ この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市、教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を目的に行います。

オ 教育委員会が行った調査の結果については、速やかに市長に報告（学校

.....

※2 「重大な被害」の具体例

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- その他生命、心身又は財産などに重大な被害を受けた場合

が調査を行った場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。)するとともに、教育委員会は、当該重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。

(3) 当該重大事態に関わる関係児童生徒への対応

市基本方針第5の2の(3)のいじめに対する措置・対応と同等としますが、重大事態として特に留意すべきこととして、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることを想定し、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、正確で一貫した情報提供や個人のプライバシーへの配慮に細心の注意を払うものとします。

3 重大事態の再調査と措置

- (1) 市長は、学校や教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査委員会により調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。
- (2) 市長は、再調査を行った場合、個人のプライバシーに配慮した上で、その結果を議会に報告します。
- (3) 市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、必要に応じて適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとします。
- (4) 再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、専門家や指導主事を学校等へ派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

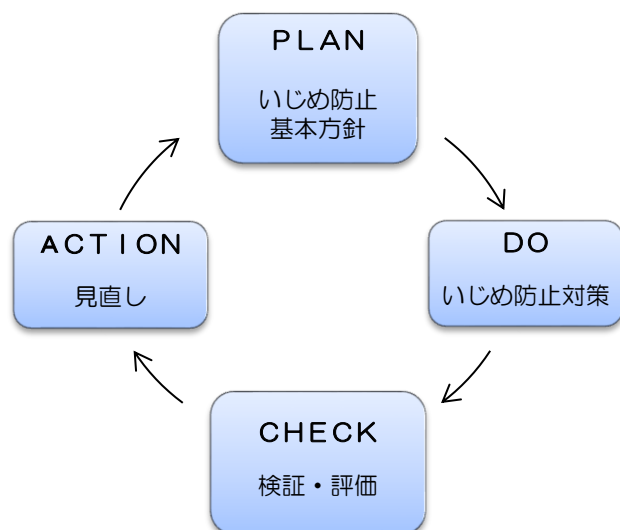
第8 その他いじめの防止等に関する留意事項

1 いじめの防止等のための対策の検証

この市基本方針に基づく、いじめの防止等のための対策に関する取組の実施状況については、連絡協議会においてPDCAサイクル^(※3)を活用した検証を行うなど、いじめの防止等に関わる取組が効果的に展開されるようにします。

2 いじめの防止等のための対策の見直し

- (1) この市基本方針については、連絡協議会での検証結果に基づいて、総合教育会議での協議などを踏まえ、必要に応じて見直し等を行うこととします。
- (2) 学校基本方針については、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかを教育委員会と学校が相互に定期的にチェックしたり、いじめの対処の事例を検証したりするなど、学校でのいじめの防止等の取組の実効性の維持・改善を図り、必要に応じて見直し等を行うこととします。



※3「PDCAサイクル」

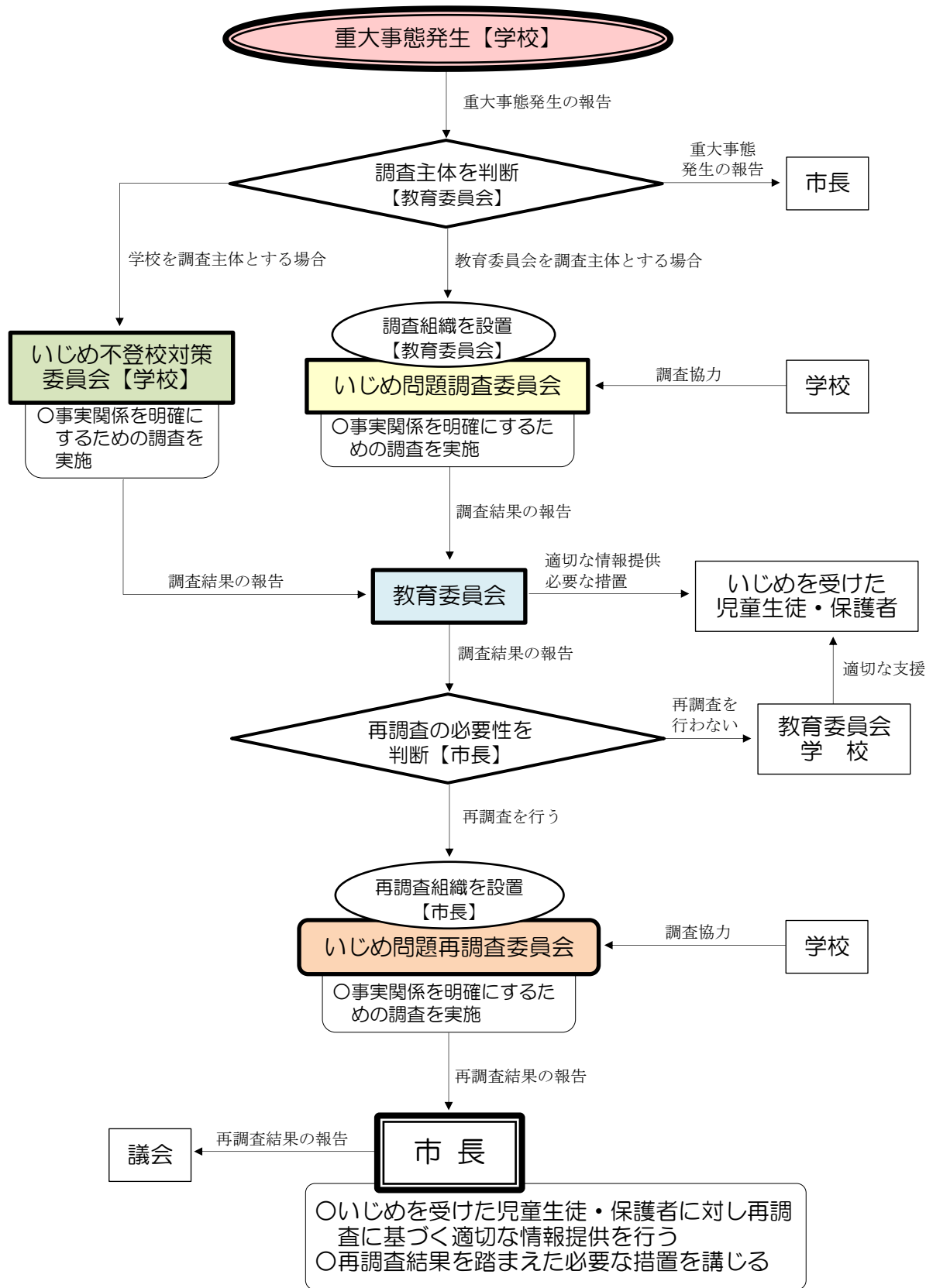
- ①いじめ防止基本方針の策定
↓
- ②いじめ防止対策の実施
↓
- ③結果の検証・評価の実施
↓
- ④いじめ防止基本方針見直しによる改善（改定）
↓
- （①に戻る）…

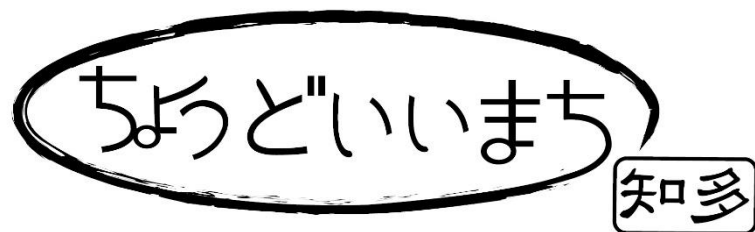
といったように、4つの行動を繰り返して、いじめの防止等の取組を継続的に改善します。

参考資料

- 参考資料 1 いじめの問題に関する組織相関図及び連携図
- 参考資料 2 重大事態発生時の対応（フロー図）
- 参考資料 3 重大事態発生時の組織相関図及び連携図

重大事態発生時の対応（フロー図）





知多市いじめ防止基本方針

平成30年2月策定

知多市子ども未来部子ども若者支援課

知多市教育委員会教育部学校教育課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-33-3151 (代) FAX 0562-32-1010

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail kodomo@city.chita.lg.jp

E-mail gakukyo@city.chita.lg.jp